

事務ガイドライン 第三分冊:金融会社関係 10 特定金融会社等関係 新旧対照表

改 正 後	現 行
10 特定金融会社等関係 10-2 特定金融会社等の登録等に関する定期報告等 10-2-1 登録関係 (1) 登録又は登録の拒否を行った場合には、その都度、登録済通知書(写)又は登録拒否通知書(写)を<u>金融庁担当局長</u>あて送付するものとする。 (2) 廃止等届出書を受理した場合には、その都度、当該届出書(写)を<u>金融庁担当局長</u>あて送付するものとする。 (3) (削除) 10-2-2 業務又は経理の状況に関する報告書 (1) 法第5条第2項の規定に基づく登録の通知と同時に、法第10条の規定に基づき、管轄財務局長は、その登録に係る特定金融会社等に対し、貸付資金の受入れのための社債の発行等の実績について、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの各期間(以下この項において「半期」という。)ごとに、当該半期末日の属する日の翌月の末日までに、<u>別紙様式2</u>により作成した報告書の提出を求める旨の報告徴収を行うものとする。 (2) 上記(1)による報告書を受理した場合は、当該提出期限の翌月末までに、当該報告書(写)を<u>金融庁担当局長</u>あて送付するものとする。 10-4 行政処分を行う際の留意点 10-4-4 営業所等の所在の確知	10 特定金融会社等関係 10-2 特定金融会社等の登録等に関する定期報告等 10-2-1 登録関係 (1) 登録又は登録の拒否を行った場合には、その都度、登録済通知書(写)又は登録拒否通知書(写)を<u>監督局長</u>あて送付するものとする。 (2) 廃止等届出書を受理した場合には、その都度、当該届出書(写)を<u>監督局長</u>あて送付するものとする。 (3) <u>半期間(4月から9月までの間及び10月から翌年3月までの間)ごとの登録状況を別紙様式2により作成し、10月末又は4月末までに監督局長あて報告するものとする。</u> 10-2-2 業務又は経理の状況に関する報告書 (1) 法第5条第2項の規定に基づく登録の通知と同時に、法第10条の規定に基づき、管轄財務局長は、その登録に係る特定金融会社等に対し、貸付資金の受入れのための社債の発行等の実績について、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの各期間(以下この項において「半期」という。)ごとに、当該半期末日の属する日の翌月の末日までに、<u>別紙様式3</u>により作成した報告書の提出を求める旨の報告徴収を行うものとする。 (2) 上記(1)による報告書を受理した場合は、当該提出期限の翌月末までに、当該報告書(写)を<u>監督局長</u>あて送付するものとする。 10-4 行政処分を行う際の留意点 10-4-4 営業所等の所在の確知

改正後

法第 11 条第2項の規定により営業所等の所在を確知するため必要な場合には、法第 10 条の規定に基づき、営業所等の所在報告書、営業所又は事務所の所在地を証する書面又はその写し等又は営業所等の地図等の報告を求めるものとする。

10-4-6 監督処分のお知らせ

(1) 法第 11 条第1項及び第2項の規定による行政処分を行った場合は、金融庁担当局長に通知するものとする。

(2) 法第 13 条の規定による公告を行ったときは、当該公告に係る官報の写しを、金融庁担当局長及び他の財務局長に対して送付するものとする。

【様式編】

(削除)

現行

法第 11 条第2項の規定により営業所等の所在を確知するため必要な場合には、法第 10 条の規定に基づき、別紙様式4による営業所等の所在報告書、営業所又は事務所の所在地を証する書面又はその写し等又は営業所等の地図等の報告を求めるものとする。

10-4-6 監督処分のお知らせ

(1) 法第 11 条第1項及び第2項の規定による行政処分を行った場合は、監督局長に通知するものとする。

(2) 法第 13 条の規定による公告を行ったときは、当該公告に係る官報の写しを、監督局長及び他の財務局長に対して送付するものとする。

【様式編】

別紙様式2(ひな型)

(日本産業規格A4)

特定金融会社等の登録状況に係る報告

(年 月 日～ 年 月 日)

財務(支)局

前回報告時の 登録件数 (A)	当期間中の異動状況		年3月 (又は 9月) 末現在の登 録件数A+B-C
	新規登録件数 (B)	登録廃止等件数 (C)	
件	件	件	件

改 正 後	現 行																																																																																																																																																								
別紙様式2(ひな型) (日本産業規格A4) 貸付資金の受入れのための社債の発行等の実績報告書 (年 月 日 ~ 年 月 日) 年 月 日提出 登録番号 財務(支)局長 第 号 (郵便番号) 住所 電話番号() - 商号又は名称 代表者の氏名 1. 受入れの状況 (単位: 億円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">受入れ方法</th> <th colspan="6">受入額</th> <th rowspan="2">当半期計</th> <th rowspan="2">当半期末現在の受入額累計</th> <th rowspan="2">当半期末発行残高</th> </tr> <tr> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>社債による受入れ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>CPによる受入れ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>規則第2条第1号による受入れ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>規則第2条第2号イによる受入れ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>規則第2条第2号ロによる受入れ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	受入れ方法	受入額						当半期計	当半期末現在の受入額累計	当半期末発行残高	月	月	月	月	月	月	社債による受入れ										CPによる受入れ										規則第2条第1号による受入れ										規則第2条第2号イによる受入れ										規則第2条第2号ロによる受入れ										合計										別紙様式3(ひな型) (日本産業規格A4) 貸付資金の受入れのための社債の発行等の実績報告書 (年 月 日 ~ 年 月 日) 年 月 日提出 登録番号 財務(支)局長 第 号 (郵便番号) 住所 電話番号() - 商号又は名称 代表者の氏名 1. 受入れの状況 (単位: 億円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">受入れ方法</th> <th colspan="6">受入額</th> <th rowspan="2">当半期計</th> <th rowspan="2">当半期末現在の受入額累計</th> <th rowspan="2">当半期末発行残高</th> </tr> <tr> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>社債による受入れ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>CPによる受入れ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>規則第2条第1号による受入れ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>規則第2条第2号イによる受入れ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>規則第2条第2号ロによる受入れ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	受入れ方法	受入額						当半期計	当半期末現在の受入額累計	当半期末発行残高	月	月	月	月	月	月	社債による受入れ										CPによる受入れ										規則第2条第1号による受入れ										規則第2条第2号イによる受入れ										規則第2条第2号ロによる受入れ										合計									
受入れ方法		受入額									当半期計	当半期末現在の受入額累計	当半期末発行残高																																																																																																																																												
	月	月	月	月	月	月																																																																																																																																																			
社債による受入れ																																																																																																																																																									
CPによる受入れ																																																																																																																																																									
規則第2条第1号による受入れ																																																																																																																																																									
規則第2条第2号イによる受入れ																																																																																																																																																									
規則第2条第2号ロによる受入れ																																																																																																																																																									
合計																																																																																																																																																									
受入れ方法	受入額						当半期計	当半期末現在の受入額累計	当半期末発行残高																																																																																																																																																
	月	月	月	月	月	月																																																																																																																																																			
社債による受入れ																																																																																																																																																									
CPによる受入れ																																																																																																																																																									
規則第2条第1号による受入れ																																																																																																																																																									
規則第2条第2号イによる受入れ																																																																																																																																																									
規則第2条第2号ロによる受入れ																																																																																																																																																									
合計																																																																																																																																																									

登録番号 財務(支)局長第 号
商号又は名称

2. 受入れ等の実績表

(1) 社債

(単位: 億円)

受入年月日	回 号	受入額	償還日	借換えの状況	当初発行年月日

(2) CP

(単位: 億円)

受入年月日	回 号	受入額	償還日	ロールオーバーの状況	当初発行年月日

(3) 規則第2条第1号による受入れ

(単位: 億円)

受入年月日	受入額

(4) 規則第2条第2号イによる受入れ

(単位: 億円)

受入年月日	受入額

(5) 規則第2条第2号ロによる受入れ

(単位: 億円)

受入年月日	受入額

登録番号 財務(支)局長第 号
商号又は名称

2. 受入れ等の実績表

(1) 社債

(単位: 億円)

受入年月日	回 号	受入額	償還日	借換えの状況	当初発行年月日

(2) CP

(単位: 億円)

受入年月日	回 号	受入額	償還日	ロールオーバーの状況	当初発行年月日

(3) 規則第2条第1号による受入れ

(単位: 億円)

受入年月日	受入額

(4) 規則第2条第2号イによる受入れ

(単位: 億円)

受入年月日	受入額

(5) 規則第2条第2号ロによる受入れ

(単位: 億円)

受入年月日	受入額

改 正 後	現 行
(記載上の注意) 1. 本表は、受入れの方法別に作成するものとする。ただし、該当がない場合は省略して差し支えない。 2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して添付すること。 3. 社債の借換えのために発行する場合は、借換えの対象となった前回社債の回号及び発行代り金を社債償還に充てた額について、「借換えの状況」欄に記載（例、発行代り金10億円を第1回発行社債の償還に充てた場合：第1回（10億円））し、借換えの対象となった前回社債の発行日を「当初発行日」欄に記載すること。記載が困難な場合は、これに準じた記載であっても差し支えない（ただし、その内容を注記すること。）。 4. 発行する社債が転換社債である場合は、その旨を注記すること。また、当該転換社債が株式に転換された場合には、その状況を注記すること。 5. CPのロールオーバーのために発行する場合も同様に、ロールオーバーの対象となった前回CPの回号及び発行代り金をCP償還に充てた額について、「ロールオーバーの状況」欄に記載、ロールオーバーの対象となった前回CPの発行日を「当初発行日」欄に記載すること。記載が困難な場合は、これに準じた記載であっても差し支えない（ただし、その内容を注記すること。）。 6. 社債の発行等による貸付資金の受入れをその他の資金の受入れとの区別が困難な場合にあっては、社債の発行等による当該その他の資金の受入れを含んだ計数であっても差し支えない（ただし、その旨注記すること。）。	(記載上の注意) 1. 本表は、受入れの方法別に作成するものとする。ただし、該当がない場合は省略して差し支えない。 2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して添付すること。 3. 社債の借換えのために発行する場合は、借換えの対象となった前回社債の回号及び発行代り金を社債償還に充てた額について、「借換えの状況」欄に記載（例、発行代り金10億円を第1回発行社債の償還に充てた場合：第1回（10億円））し、借換えの対象となった前回社債の発行日を「当初発行日」欄に記載すること。記載が困難な場合は、これに準じた記載であっても差し支えない（ただし、その内容を注記すること。）。 4. 発行する社債が転換社債である場合は、その旨を注記すること。また、当該転換社債が株式に転換された場合には、その状況を注記すること。 5. CPのロールオーバーのために発行する場合も同様に、ロールオーバーの対象となった前回CPの回号及び発行代り金をCP償還に充てた額について、「ロールオーバーの状況」欄に記載、ロールオーバーの対象となった前回CPの発行日を「当初発行日」欄に記載すること。記載が困難な場合は、これに準じた記載であっても差し支えない（ただし、その内容を注記すること。）。 6. 社債の発行等による貸付資金の受入れをその他の資金の受入れとの区別が困難な場合にあっては、社債の発行等による当該その他の資金の受入れを含んだ計数であっても差し支えない（ただし、その旨注記すること。）。